

令和 8 年第 1 回東浦町議会臨時会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和 8 年第 1 回	
1 条 例	3	
(1) 制 定	0	
(2) 全 部 改 正	0	
(3) 一 部 改 正	3	
(4) 廃 止	0	
2 予 算	5	
(1) 一 般 会 計	1	
(2) 特 別 会 計	2	
(3) 企 業 会 計	2	
3 そ の 他 の 議 案 等	0	
計	8	

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和 8 年第 1 回	
1 承 認	0	
(1) 条 例	0	
(2) 予 算	0	
2 報 告	0	
計	0	

令和8年第1回東浦町議会臨時会議案等概要 (予算関係議案を除く。)

第1 議案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について（議案第1号）

職員の給与等を改める。

施行日：公布の日等

（1）東浦町職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 一般職の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 期末手当（支給割合）の改正（令和7年度）

（ア）一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

12月期：100分の125 → 100分の127.5

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

12月期：100分の70 → 100分の72.5

ウ 勤勉手当（支給割合）の改正（令和7年度）

（ア）一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

12月期：100分の105 → 100分の107.5

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

12月期：100分の50 → 100分の52.5

エ 通勤手当の月額の改正（令和7年度）

自動車等を使用する職員の通勤手当を、距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で引き上げる。

（2）東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第2条関係）

ア 特定任期付職員の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の95 → 100分の97.5

ウ 特定任期付職員の勤勉手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の87.5 → 100分の90

（3）東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第3条関係）

ア 会計年度任用職員の報酬の上限額の改正

報酬の上限額を他の一般職に属する職員に準じて引き上げる。

月額：333,180円 → 342,144円

日額：15,865円 → 16,292円

時間額：2,047円 → 2,102円

イ 会計年度任用職員の期末手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の122.5 → 100分の127.5

ウ 会計年度任用職員の勤勉手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の102.5 → 100分の107.5

（4）東浦町職員の給与に関する条例（第4条関係）

ア (1) イの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

6月期：100分の125 → 100分の126.25

12月期：100分の127.5 → 100分の126.25

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月期：100分の70 → 100分の71.25

12月期：100分の72.5 → 100分の71.25

イ (1) ウの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

(ア) 一般職（定年前再任用短時間勤務職員以外）

6月期：100分の105 → 100分の106.25

12月期：100分の107.5 → 100分の106.25

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月期：100分の50 → 100分の51.25

12月期：100分の52.5 → 100分の51.25

ウ 通勤手当の月額の改正（令和8年度以降）

- (ア) 自動車等を使用する職員の通勤手当を、距離区分に応じて規則で定める額とする。
(イ) 5,000円を上限とする駐車場等の利用に係る通勤手当を新設する。

(5) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第5条関係）

ア (2) イの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6ヶ月期：100分の95 → 100分の96.25

12ヶ月期：100分の97.5 → 100分の96.25

イ (2) ウの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6ヶ月期：100分の87.5 → 100分の88.75

12ヶ月期：100分の90 → 100分の88.75

(6) 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第6条関係）

ア (3) イの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6ヶ月期：100分の125 → 100分の126.25

12ヶ月期：100分の127.5 → 100分の126.25

イ (3) ウの引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6ヶ月期：100分の105 → 100分の106.25

12ヶ月期：100分の107.5 → 100分の106.25

2 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（議案第2号）

議会の議員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

（1）期末手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の172.5 → 100分の177.5

（2）（1）の引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6月期：100分の172.5 → 100分の175

12月期：100分の177.5 → 100分の175

3 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（議案第3号）

特別職の職員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

（1）期末手当（支給割合）の改正（令和7年度）

12月期：100分の172.5 → 100分の177.5

（2）（1）の引上げ割合の平準化（令和8年度以降）

6月期：100分の172.5 → 100分の175

12月期：100分の177.5 → 100分の175